



国 監 告 第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年1月31日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 4 年 1 月 4 日 (火) から令和 4 年 1 月 13 日 (木) まで

イ 実施

令和 4 年 1 月 20 日 (木)

② 対象部局

生活環境部まちの振興課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和 3 年度国立市一般会計 (歳出)

キャッシュレス決済サービスを活用した地域経済活性化事業
業務委託料 (12 月 28 日支払分)

予算科目 07.01.02.12(99)

支出額 51,831,365 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 4 年 1 月 4 日 (火)

② 資料提出期限 令和 4 年 1 月 12 日 (水)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より
対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は適切か。

イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

ウ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

エ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項

新型コロナウイルス感染症により売上げが減少している市内の中小規模の商工業者の支援を図るために実施したとのことだが、事業終了後、事業者から提出された効果検証の資料には、キャンペーン前と期間中のみのデータしか示されていない。このことから、事業者の効果検証だけでなく、市内の中小規模の商工業者や市民のアンケートを実施するなど、市独自の検証を行っていただきたい。

以上